

東京都児童福祉審議会 第8回専門部会（社会的養護について）  
議事録

1 日時 平成26年9月10日（水） 18時30分～20時02分

2 場所 第一本庁舎 33階南側 特別会議室S6

3 次第

（開会）

1 議事

（1）東京都児童福祉審議会提言（案）について

（2）都道府県推進計画について

2 今後の予定等

（閉会）

4 出席委員

松原部会長、柏女副部会長、青葉委員、今田委員、大竹委員、大町委員、加藤委員  
木村委員、武藤委員

5 配付資料

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 東京都児童福祉審議会提言（案）

資料3 東京都児童福祉審議会提言案（追加事項）

資料4 東京都児童福祉審議会提言案（概要） [第7回資料再掲]

資料5 都道府県推進計画について

その他 参考資料

東京都児童福祉審議会 第8回専門部会（社会的養護について）  
(平成26年9月10日開催)

開会

午後6時30分

○栗原育成支援課長 皆様、こんばんは。定刻より若干早めではございますが、本日ご出席いただくご予定になっております委員の皆様、全員おそろいになりましたので、これより始めていきたいと思います。

はじめに、委員の出欠状況でございますが、網野委員、横堀委員より、本日は所用により欠席とのご連絡をいただきております。そのほかの皆様にはご出席いただいており、定足数に達していることをご報告させていただきます。

次に、お手元に会議資料を配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿及び事務局名簿

資料2 東京都児童福祉審議会提言（案）

資料3 東京都児童福祉審議会提言案（追加事項）

資料4 東京都児童福祉審議会提言案（概要） [第7回資料再掲]

資料5 都道府県推進計画について

ということでございます。

そのほか、第1回から第6回までの部会資料一式、そして参考資料——クリアファイルの中に入っているものでございますが——置かせていただいております。不足のものがございましたら、事務局のほうにお申し付けいただきたいと思います。

なお、参考資料につきましては、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は、東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、この後の進行は、松原部会長にお願いします。

○松原部会長 お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。早速、部会を始めてまいりたいと思います。

前回は、大変に失礼をいたしました。柏女副部会長のほうで議論を進めていただきまして、提言案、概要で示されたものをもとに審議を行っていただきました。

今日は、前回の委員の皆様からの意見を踏まえて、事務局で肉付け作業を行ったものが提言（案）として示されておりますので、1章から順に、皆様で確認をしていきたいと思います。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○栗原育成支援課長 それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。1ページ目が「はじめに」ということになっておりまして、2ページ目から「第1章」という形になっております。第1章では、現状と課題を掲載させていただいております。基本的には、これまでご議論いただく際に、事務局のほうから提示したものについて、あらためて表記をしているものでございます。ただし、ご審議いただいているときには、24年度のデータをベースに、ご提示してご

ざいますけども、今回、25年度ということで、できる限り最新のデータで掲載をしております。

ということで、変更点だけかいつまんで、ちょっとご説明させていただきますけども、2ページ目の（1）の「児童養護施設の状況」でございますけども、ここは平成16年度と25年度の比較ということで、2,989名というところと、それから3,213名で、224増加しているという、この数字が審議のときと変更になっております。

それから2つ目の○は、25年度ということで、当時は24年度でございましたが、割合は7割で変更ございません。

3ページのところの2つ目の○でございますけども、これは乳児院の状況でございますけども、退所先は、家庭引き取りが、当時は約7割となっておりましたけども、24年度、これは24年度データですが、約6割ということになりました。

それから（3）のところでございますけども、これも家庭養護の割合でございますが、平成25年度末で、11.1%でございます。前回は24年度末で10.6%でございました。

それから、1つ飛んだ○でございますが、こちらのほうも、いわゆる委託家庭の割合でございますけども、これが60%台前半から50%台後半へということで、変化をしてございます。

4ページ目をご覧いただきたいと思いますが、4ページ目のほうは、特に数字は変わっておりませんが、（5）のところで平成24年3月でご紹介しておりましたけども、これは25年3月の数字になつても、特段、変化はございませんけども、更新をしてございます。

それから、次の2番目の「東京都が直面している課題」については、これもこれまでの審議の中のものをまとめたものでございます。この課題が、第3章以降の提言のほうにつながっていく課題になっているところでございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○松原部会長 それでは、区切りながらやっていきたいと思いますので、「はじめに」と「第1章」のところで、ご意見があれば伺いたいと思います。委員全体で議論できるのは、今日が最後になろうかと思いますので。

○柏女副部会長 ちょっとよろしいですか。

○松原部会長 柏女委員。

○柏女副部会長 全体を進めていく前に、事務局のほうにお願いをしたいのですけども、実は昨日、子供・子育て会議があって、そこで社会的養護の問題について、委員の方から、30分ほどかけて様々なご意見を頂戴しました。それをこの専門部会のほうに申し送りをすると。そして、それも併せて検討していただくという形で、私のほうで、私、部会長なんんですけども、申し上げましたので、恐縮ですけれども、昨日あった主な意見について、委員の皆様方に、どこかの場面で、ご報告をいただければありがたいというふうに思います。

○松原部会長 柏女先生、どこの辺りでやつたらいいんでしょうね。先にやっておいたほうがいい？

○柏女副部会長 最初に挙げていただいて。

○松原部会長 じゃあ、先に。もう一回、「はじめに」と「第1章」をペンドィングにしておきまして、ちょっと戻る形になりますが。

それでは、昨日の子供・子育て会議の、主たるご意見、お願いをいたします。

○栗原育成支援課長 主なところでは、まず1点に、特別養子縁組の取組についてのご意見がございました。

ざいました。愛知方式というような話もございましたけども、できる限り早期から子どもを委託するというところで、東京都の現在の状況なども聞かれながら、こうした取組を進めてほしいというようなご意見がございました。

それから、こちらはこの専門部会でも意見がございましたけども、NPO、民間団体との連携というところについても、里親支援にあたっての連携というところで、お話をございました。

それからあとは、一時保護所の話。やはり満床というようなところについて、これは社会的養護を考える上では、大事な機能なんだ、というようなお話をございました。

あと大きいところでございますけども、今回、提言いたしましては、5つの柱で組み立てをしているところでございます。生活の保障、支援者の質の向上、家庭支援、家庭復帰、自立支援、それから一時保護という5本の柱を立てておりますけども、こういう柱立てではなくて、この5つを取りまとめたような、大きな方針というのも、考えてみたらどうかというような、そういうような投げかけがございました。特段、それについては具体的に「こうすべきだ」ということではなくて、そういうことも考えてみたらどうでしようかというところで、それ以上の具体的な提案のところはございませんでしたけども、主なところは、そういうご意見がございました。

○松原部会長 一番最後のところは、難しいですね。

柏女委員、ちょっと補足をしてください。

○柏女副部会長 今、申し上げた5つの柱の全体をくくりにしたほうがいいのではないかというところで、社会全体での子育て、家族全体を包括的支援していくということを基本的な理念にしたほうがいいのではないか、という意見でしたけれども、私のほうで、もちろんそれは社会的養護の分野でもそうだけれども、計画全体の理念として、それは考えていく必要があるということで、そちらのほうで活かしていくという形で、少し拾っておりますので、ここでは参考にはとてもなる、つまり家族再統合とかいうようなことも、全部入っておりますので、家族全体を含めた社会的養護における、家族全体を含めた支援ということは大事な点ではありますけれども、取り立ててここで1つにして、大きな理念も提示する必要まではないのではないか、というふうには考えました。

そのほかのところについては、隨時、私のほうでも、それを受けての意見を申し上げていきたい、というふうに思います。

○松原部会長 ありがとうございました。

それでは、これも頭の隅に置いていただきながら、議論をしていきたいと思いますので、戻りますが、「はじめに」と「第1章」のところで、何かご発言があればお受けしたいと思いまが、いかがでしょう。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 この専門部会を持つにあたっての前提として、2年前に「虐待から子どもを守るために」という提言を出したと思うんですね。その運動ということで、虐待を受けた子どもたちが、最終的には里親や児童養護施設に来るということで、その受け皿である社会的養護の充実が必要なんだということで、そういう運動で進めてきた経緯を「はじめに」というところに、少し加筆したほうがいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。これまでの経緯と、この部会が立ち上がりていくプロセ

ス等について。これは武藤委員、少し事務局のほうに任せていいですか。

○武藤委員 はい。

○松原部会長 じゃあ、それを付け加えていただく、ということでよろしいですか。

○栗原育成支援課長 はい。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

大町委員、どうぞ。

○大町委員 母子生活支援施設ですが、資料ですと、第3章のところから「母子生活支援施設の活用」ということが出てきます。社会的養護の施設ということで、第1章の1に母子生活支援施設の現状とか、状況も含めていただけるとありがたいと思います。

○松原部会長 第1章が社会的養護の現状なので、その社会的養護の中には母子生活支援施設も入っているので、配置状況とか入所世帯数ですとか、今、お手持ちの資料、先ほど最新のものにバージョンアップされたという、そこの並びのところで入れておく。これはごもっともなご意見だと思います。よろしいでしょうか。

○栗原育成支援課長 はい。

○松原部会長 お願いしたいと思います。

○柏女副部会長 すいません、よろしいですか。

○松原部会長 どうぞ。

○柏女副部会長 4ページのところなんですけども、上から2つ目の○ですが、「『中途退学した』と答えた40人に聞いたところ」とあって、それはそれでいいんですけども、中退率というのは、この調査では出ないんでしょうか。民間の調査などでは3割とか、出ているものもあるようですけれども、この調査では出ないのでしょうか。

○栗原育成支援課長 こちらの調査は、あくまでも答えていただいた方という限定の部分と、あと、期間が退所後1年から10年までという長期にわたっておりますので、そういう意味で、民間のデータのような、「○年度の中退率」みたいな形の数値を出すことは、ちょっと難しいところでございます。

○柏女副部会長 分かりました。

○松原部会長 よろしいですか。

それでは、第2章に移っていきたいと思います。第2章をお願いします。

○栗原育成支援課長 第2章につきましては、これも第3回だったと思いますけども、この部会の中で、これまで先進的に取り組んできた、特に平成20年のご提言をいただいて、進めてきた、施設の小規模グループケアあるいはグループホーム、小規模化というところと、それから児童養護施設の専門機能強化型についての、施設長や現場の方々へのアンケートを踏まえて、検証をさせていただいたところでございます。それを文章として起こしたものでございまして、特段、大きな変化はございません。ただ、時点更新で言いますと、8ページ目で数字が間違っていて申し訳ございませんけども、1の「小規模グループケア及びグループホーム」の「現状」の2つ目の○のところが、25年度末現在、59施設中10施設ということで、58となっておりますが、59の誤りでございます。

それから10ページ目のところをご覧いただきたいんですが、こちらは専門機能強化型でございます。お示ししたときには、25年の7月時点の数字であったと思いますけども、実は年

度末で1施設、専門機能強化型ができなくなってしまった施設がございまして、当時は40施設でご紹介してございましたが、25年度末で見ますと39施設になっている、というところの変更でございます。

あとは変更ございません。以上です。

○松原部会長 ここはよろしいですね。

それでは、今回の提言になります、中心部分になります第3章。事務局からご説明をいただきたいと思います。

○栗原育成支援課長 それでは、第3章の社会的養護のあり方の提言のところでございますが、この資料2と併せて、恐縮ですけども、資料3、それから前回資料の資料4をご覧いただきたいと思います。特に資料4につきましては、前回ご説明をしたところで、この資料3、左側、「主な意見」というものが、前回この資料4に基づいてご意見いただいた、主な意見を載せてございます。そして右側「提言案」というところで、その意見を提言案にこのように反映したというものを記してございますので、これに基づきまして、第3章の、まずは「1支援の必要な子どもの生活環境の保障」と、2の「施設、支援者の質の向上」についてご説明を先にさせていただきたいと思います。

変更のところでございますが、13ページ目をご覧いただきたいと思います。【提言2】のところでございますけども、13ページ目の4つ目の○でございます。ここに主な意見といたしまして、里親を育てていくという視点がないと、里親委託の継続が困難となる事例が減らないよと。あるいは、里親支援については、これからの方針性をもっと研究する必要があるというようなお話をございました。それを受け4つ目の○のところに「今後は、さらなる里親支援の充実強化に向け得た具体的な方法や里親委託の継続が困難となる事例を少なくする事例検証など、児童相談所や民間の団体等それぞれの機関の強みを生かした支援のあり方についての整理が必要である」というような形で受けてございます。

それから、15ページをご覧いただきたいと思います。15ページのところでは、「生活単位の小規模化」のところでございますけども、こここのところでは、例えば被虐待とか病弱児を合わせると、乳児院で言うと、もう50%を超えていると。小規模化の枠組みの中だけでは、なかなか支援、養育はできない、というようなご意見でございました。これにつきまして「なお」のところで、乳児院については、SBS等々のことを含めて、「十分な支援を提供できるよう、スケールメリットを活かした支援体制も検討すべき」というような表記にさせていただいております。

続きまして、2番目の「質の向上」のところでは、17ページをご覧いただきたいと思います。17ページのところでは、前回、「ポートフォリオ」という言葉は、一般的ではなくて、分かりにくいくらいではないか、というご意見がございましたので、ちょうど下から2つ目の○でございますけども、いわゆる「ポートフォリオ評価」ということで、その前段に、「ポートフォリオ」の説明を加えさせていただいたところでございます。

それから18ページのところでございますけども、この人材育成のところで、里親もいわゆる人材育成というのが重要で、対象にしてほしいというところで、対象になっている、というようなお話をさせていただいたところではございますが、別項目を立てて、はつきりと分からせたほうがいいということでございましたので、18ページに、別項目といいますか、「里親の資質向上」というところを起こしてございます。

それから19ページになりますが、東京の小規模化及び家庭的養護の今後の推進に関する人員配置の検討が必要ではないか、というようなご意見がございました。そこで19ページのところには、今後、4対1、乳児院だと1.3対1というような、人員の配置基準の改正がございますけども、こうしたときに、またあらためて東京のあるべき養育水準について検討すべきというような表現を記載させていただいております。

以上でございます。

○松原部会長 では、3章は2つに分けてご議論いただくということで、「支援が必要な子どもの生活環境の保障」と、そして2番目の「質の向上」、この2点にまず最初の部分を区切って説明をいただきましたので、ページで言いますと11ページから19ページまでの中でのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○武藤委員 それでは、いくつか意見を述べたいと思います。

1点は、11ページの各都道府県推進計画のところなんですけども、今、今後の社会的養護の需要推計というんですかね、それについて、以前、東京のほうの推計を出したと思うので、その推計が当たるか当たらないかは別として、やはり一定出したんで、資料の中に盛り込んでおくべきなんじやないかなと思います。いずれにしろ、今まで私も、この推計に何回か関わったことあるんですけども、ぴったりその予測が当たるということには、なかなかならないですね。社会の状況が変わったり、子どもたちの状況がいろいろ変わったりしますから。でも、一定出したわけですから、それを明記すべきだと思います。国のはうは、いずれにしろ15年かけて5年ごとの見直しをするというようなことになってますので、5年ごとの見直しをしなきゃいけないと思いますので、推計は推計として出していただきながら、「5年ごとの見直しを行中で、今後も大都市東京の社会的養護のニーズに応えていくということとする」というようなことも含めて、表現したらいいんじゃないかなと思ってますので。表現の仕方はちょっと、お任せしますけども。よろしくお願ひしたいと思います。

それからあと2点目は、12ページの一番上の段落の、○のところなんですけども、今後、不在地域に児童養護施設等の資源を拠点として持っていく必要があるんじやないか、という文章なんですけども、児童養護施設や乳児院が、今まで虐待の重いケースを割と受ける、という状況になってたんですけども、虐待の予防だとかも含めてですけども、地域の子育て支援の拠点になっていくといふんですかね、そういう表現を入れて欲しいと思います。今後の新たな東京の社会的養護のあり方に地域の子育て支援を行うことについて明記しておくべきだと思います。これも表現の仕方についてはお任せしますけども、今後の児童養護施設や乳児院の役割として、子育て支援の拠点になっていくといふんですかね、そういう目標を、ここに掲げてもいいんじゃないかな、というのが2点であります。

それから次のページ、13ページの里親の支援のところで、○でいくと3段目のところなんですけども、ここで表現の仕方としては、「支援のあり方についての整理が必要である」ということで、「整理が必要である」という表現の仕方では、少し私自身は、ちょっと弱いんじゃないかなと思ってますので、できれば「一層の強化が求められる」というようなことだとかも含めて、表現しながら、今後の里親支援の東京でのあり方の強化というんですかね、それをやっぱり、今後も検討していく、整備していく、ということが必要なんじやないかなと思います。

それから次のページの14ページのところなんですけども、ここの○の3つ目ですね。「ファミリーホームの設置促進」というところで、「都は、法人型のファミリーホームの設置に当

たっては、安定した事業運営ができるように引き続き国に働きかけていくことも必要である」と。これは国に働きかけをするんですけども、働きかけだけじゃなくて、「働きかけするとともに、体制整備について努めていく必要がある」と表現すべきだと思います。働きかけはするけども、東京都独自で、法人型のファミリーホームの設置に当たっての強化策というんですね、そういうものも併せて、検討していく必要があるんじゃないかなと思いますので、そんな表現もしていただけるといいかなと思います。

最後に、19ページのところで、これも職員配置のところということで、私は、これまでにこの検討会で、何度も強調させていただいたんですけども、こういう東京のあるべき養育水準について検討すべきだということで、配置基準について検討すべきだということで、入れていただいたので、これでいいんじゃないかなと思います。

以上です。すいません、ちょっと長くなつて。

○松原部会長 いえいえ、ありがとうございました。

それでは、一つ一つやって、それで事務局が答えちゃうと、ほかの委員が発言して、矛盾することもあると思いますので、一旦それぞれの委員の方々のご意見を伺いながら、最終的に取りまとめていきたいと思いますので、19ページまで。ほかの委員の方、ご発言。

今田委員、お願いします。

○今田委員 今、武藤委員がおっしゃったことと、非常にオーバーラップする部分もあるかと思うんですが、乳児院の立場からお話をさせていただきますと、乳児院の場合には、当然のことながら、入所期間というのが限定された施設であるということが一つあって、どうしても家庭復帰は、先ほどもご説明あったように、少しずつ低下している傾向は、これは東京だけではなくて、全国的にもこの傾向は続いているし、おそらくこれからも顕著になるだろう、と思っています。

そうなってくると、家庭以外の措置ということになると、児童養護施設はもちろんなんですが、乳児院の場合、先ほども、これもご説明あったように、病虚弱児あるいは虐待が、ほとんど半数、6割、7割ということになってきて、これからますます里親さん等に委託が進んでき、家庭的養護という部分が充実してくれれば、乳児院に残って、あるいは乳児院の専門性を活かした形での措置となると、ますますこの傾向は強くなっていくと思うんですね。

そうなってくると、今、問題点は一番何かといいますと、繰り返し申し上げてきたように、やっぱりその後の施設が連動していない、というところに尽くるだろうと思うんですね。知的障害児施設、あるいは従来の病虚弱児施設が児童養護施設になったということで、実際はほとんどが肢体不自由児施設ないしは医療型・通所型問わず、重心施設ですね、従来の。そういうところへの移行が全く進んでいかないというところ、都外施設等々も、いろいろ努力はしていただいてますが、これがないと、その年齢の子どもに一番求められているようなケアが、なかなかできないというのが現実だろうと思いますので、社会的養護の枠組みを超えるということで、非常に難しい面もあるかと思いますが、乳児院の特性として、どうしてもそのところに踏み込んでいかないと、今いる子どもたちの、より良い養育がなかなか難しいんではないか、というふうな実感を持っております。

以上でございます。

○松原部会長 非常に大切なご意見だと思います。

今田委員、例えば、この辺の表現に、こういうのが入ると、今のご発言の趣旨が生きる、と

いいうような箇所がおありになりますか。

○今田委員 そうですね。どこに入るのが適當なのか分かりませんが、連携した専門的な支援の充実ということになってきますと、おそらくは【提言1】辺り、16ページに、どこか入り込むのかなという気はしますが、いかがでしようか。

○松原部会長 そうですね。後半のほうを見ても、自立支援のところには、ちょっと書いてあるかもしれないし。

【提言1】のところではないか、といいうお話ですね。ちょっと今、お預かりしておきたいと思います。

○今田委員 それから、もう一点、よろしゅうございましょうか。

○松原部会長 はい。

○今田委員 どうしても、医療的なケアを必要とする子どもが現実に多いということを考え、またその傾向も増えるだろうということは、先ほど申し上げたとおりなんですが、そのサポート体制といいますか、それが必ずしも十分ではない。心理職あるいはメンタルヘルス科、精神科のドクターのサポート等も、十分とはまだ言えませんし、それから、何か子どもにあったときの医療的なケアを、スムーズにやっているというには程遠い状況にある、ということは指摘しておかなければいけないだろうと思います。病児が多くなってき、それからまた、これから先、また新型インフルエンザ等々が流行したときを思いますと、ちょっと心寒いものがあります。

以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

一応、各委員からのご発言を聞きたいと思います。ほかの方、いかがでしようか。

○青葉委員 よろしいですか。

○松原部会長 じゃあ、青葉委員から。

○青葉委員 事例検証のところで、表現としては、これしか書けないんだろうと思うんですが、中身としては、里親へのフィードバックにもつながるような、そういう検証をしていただきたいと思っております。どちらかというと、都合の悪い事例は、里親にあまりオープンにしないというような、そういう傾向が若干感じますので、里親に耳の痛い内容であっても、検証の結果をオープンにできる形に料理をし直して、里親へ「こういうことで注意しようよ」というような、前向きのフィードバックをするような、そういう事例検証をお願いしたいと思っております。

それからもう一つは、ファミリーホームのところで、「要件の緩和」という表現になっておりまして、ファミリーホームの現状を維持しながら、何かちょっと手を加えるということで、済むんであればいいんですが、私のほうで、いわゆる都市化の中で、ファミリーホームをやるには、6人というのは、なかなか、場所の確保ということで厳しい。それから、里親の能力からしても、6人というのは、なかなか厳しいもんですから、昔やってた4人ぐらいを、仮にイメージしたときに、「要件の緩和」のような表現でいいのか、それとも新しい制度というと、また大変でしょうけれども、そのくらいをイメージして、人数の多い里親を増やしていく、つくっていくという、そういうスタンスに、この辺を上手に表現していただければありがたい、と思っております。

○松原部会長 柏女委員、どうぞ。

○柏女副部会長 いくつかあるんですけども、まず第一に、13ページのところなのですが、

13ページの下から2つ目の○の「里親支援機関事業」です。この里親支援機関事業の実体は、児童相談所にあるんでしたっけ。

○栗原育成支援課長　はい。

○柏女副部会長　そうですよね。そのことは是非も含めて、効果を検証するという意見が、家庭養護のあり方のところでは出ていたと思うので、こここの部分で、それこそ昨日、子供・子育て会議で意見のあった、NPOの活用とかNPOとの連携などということを、今後、里親支援機関事業を検証した上で、NPO委託の可能性、活用、活性化なども検討していくと、そういうふたつのようなことを入れておいたらどうか、というふうに思いました。

それをやるためにには、元に戻ってしまって申し訳ないんですけれども、実態のところですね。3ページの「養育家庭とファミリーホームの状況」のところ。これは本当に施設の状況、里親の状況だけなんですけれども、ここに里親支援機関の実情というのも、入れられれば、1つの○だけで結構ですので、入れておいたらどうかと。そして、その後ろの参考資料ですね。参考資料の中にも、里親支援機関が、今、現在、都に何ヵ所あるのか、どういう形態が多いのかということを、1つ入れておいたらどうかというふうに思いました。養育家庭を支援していくためには、この里親支援機関事業が一番大事になってくると思うので、それを全部入れていったらどうか、というのが1点です。

それから、2点目は16ページです。16ページの【提言1】のところの一番下の○なんですけれども、この部分については、専門機能強化型施設の検証をしておりますので、それを踏まえて、専門的な支援の充実のところで、今回、検証を行ったと。一番下の行ですけれども、「引き続き効果検証を行い、情報共有を図っていくことが必要だ」というふうに、専門機能強化型の検証を、今回行ったということを前面に出して、さらに引き続き、効果検証を行っていくことが大事だ、というふうにしたらどうかというふうに思います。

それを踏まえると、また10ページのところに戻るんですけれども、10ページの最後のところに、(3)の「効果検証」については、数字だけ並べていて、総体的な評価が載っていないんですね。従って、2ページにわたってしまうのでどうかとも思ったんですが、○3つあるんですが、その最後に、総論としての検証結果。つまり、ここにあるのは97%、97%、100%、92%で、確かに効果的だと。総体的に言えば、専門機能強化型施設というのは、大きな効果を発揮しているということを、ここに書いて、そして、さはさりながら、いくつかの課題があるということを、ここに入れたらどうかと。3行、4行ぐらいで入れたらどうか、というふうに思います。これが2点目です。

次に3点目は、これは19ページのところなんですが、実はあまり議論をしなかったというか、してこなかったのはあるんですけども、やはり目指すべき人員配置だけではなくて、やはり人材確保の観点からも、待遇向上の問題は、やはり全く触れないというのはどうかなというふうにも思うので、人材確保、待遇向上についても、引き続き検討を進めていく、とかいうような形で、目出しだけは、そこには配慮したんだということを入れておいたほうがいいのではないかというふうに思いました。

私からは、以上です。

○松原部会長　ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

大竹委員、どうぞ。

○大竹委員 2点だけなんですけども、1つは15ページのところになりますが、一番上のところなんですかでも、この中でも2行目のところに「実施施設に対する職員の加算」という、こういう表現なんですが、やはり現場の先生方と話をしていると、やはり小規模化の大きな課題としては、職員の勤務態勢がとれるような体制というのが、すごく重要になってきますので、単なる「職員の加算」ということではなくて、この小規模化にあっては、やはり複数職員が勤務できるような態勢をつくっていくということが、すごく重要になっていくと思いますので、そういった表現も入れていただくと、単なる加算ということではなくて、複数職員というものが勤務できるような態勢というようなところを、一つポイントにしていただければというふうに思っています。

あと、18ページのところ、「人材定着の取組」というようなところがあるんですが、いかにバーンアウトを防ぐかとか、そういう視点も大変大事というふうに思うんですが、さらに現場の人たちと話をしていきますと、自分の人生を考えていったときに、やっぱり結婚してこのまま続けられるかとか、いうようなところでの悩みを抱えているというところでは、社会で今、ワークライフバランスというような言葉が言われているように、施設職員にとっても、結婚しても継続できるような、そういうような施設であってほしい、というようなところでは、そういったところを含めて、施設職員のワークライフバランスというようなところも、キーワードとして、何か文章の中に入れていただくといいかな、というふうに思っています。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

そうしましたら、今田委員のご発言に、非常に大きな部分があって。ただ、いわゆる切れ目なく病児あるいは障害を持ったお子さんのケアをしていく、というのは大切なんですが、一方でノーマライゼーションということが定着をしていて、必ずしも施設から施設への移行ではないので。かなり丁寧な説明をしないと、誤解も生むのかなと思いますので。これ、議事録には残るんですよね。

○栗原育成支援課長 はい。

○松原部会長 ちょっとそのことは議事録に残すということで整理させていただいて、残りの部分で言うと、最後のところは、大竹委員、柏女委員がおっしゃった言葉の、職員の方の労働条件あるいは待遇の向上ということで一括できるので、人材の定着というところで、一つ書けるかなと思っています。

その他は、ちょっと事務局がお聞きになっていて、こういうことで整理をしたいというコメントがあれば、出していただきたいんですが、いかがですか。

○栗原育成支援課長 乳児院の、例えば医療体制のところについて言いますと、16ページの、記載としては非常にあっさりとはなってるんですけども、【提言1】の直後の○のところで、ここで「すべての乳児院・児童養護施設において、専門的な養育機能を持つことが求められる」。つまり、今、ここで想定しているのは、児童養護施設では専門機能強化型というのがござりますけども、そうしたものが、乳児院でも求められるのではないかと。前回、確か木村委員のほうから、すべての施設に精神科医は必要じゃないか、というようなご発言もあったと思いますけども、そういったことをここで受けている、というようなところでご理解いただきたいなどいうところでございます。

それからあと、ファミリーホームの要件緩和についても、現行としては、なかなか今、制度としてある中で、定員を5人か6人というものを直ちに4人にするというのはなかなか難しいということになりますので、やはりそうなると、新しい形ということになりますから、もう少し議論をしていかないといけないのかな、というふうに思ったところでございます。

あと、里親支援機関が児相にある是非、というところなんですが、ここも確かにおっしゃるところだと思うんですが、ただ、ちょっととここの部会では、そこまで議論が深まってなかつたのかなというところで、ちょっとと、この提言の中に、今、直ちに記入するのは難しいのかな、というふうに、ちょっと今、考えたところでございます。

私からは、以上です。

○松原部会長 あと、柏女委員のご指摘があった、専門機能の、まず実態を入れることと、評価を入れることと、引き続き検討していくというところ、これはいかがですか。

○栗原育成支援課長 ここは記載できると思いますので、記載をさせていただきたいと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

ちょっと先回りしますけど、28ページのところの4つ目の〇のところで、今、事務局がおっしゃった、今後の宿題にしたいということが書かれてる、という理解でいいんだよね。

○栗原育成支援課長 「おわりに」のところの28ページに、4つ目の「なお」書きのところに、里親の仕組みというところで、この中でも何回かご議論あったと思いますけども、関係者等のヒアリングをしながら、引き続き検討することを提案したので、都の具体的な取組を要望する、というようなところで、ここで考えていくたいと思っています。

○松原部会長 あと、武藤委員がおっしゃった、11ページの後段に、需要推計を入れたらどうかということ、これはいかがですか。

○栗原育成支援課長 これもおっしゃるとおりで、確かに、そういったものを前提に、いろいろつくっているところで、データがないというところはございますので、これは追加していくたいと思います。

○松原部会長 12ページのところも、空白地域につくるときには、子育て支援拠点になるといい、というような話はしていたと思うので、この12ページのところで、子育て支援の拠点としての児童養護・乳児院という、ここはいかがですか。

○栗原育成支援課長 ここは前段という意味か、理念としてというか、そこを入れていくことはできると思います。

○松原部会長 あとは、国に働きかけるとともに、都としても体制整備に努めていきましょうと。この点はいかがですか。

○栗原育成支援課長 これも何度も出てるよう、とにかくグループホームとファミリーホームの制度という違いがございますので、そこも記載していくことを考えていきたいと思います。

○松原部会長 その体制整備ということで、大竹委員がおっしゃった、「職員の加算」というのが、複数態勢勤務のところを含み込んでいるんだろうか、というご懸念だったと思うんですね。15ページのところですが、これはいかがでしょう。

○栗原育成支援課長 直接的に複数の職員の配置をするというのは、なかなか難しいところがあるかもしれませんけども、そういった態勢は重要だ、大切なんだ、というようなことであれば、少し入れていくことは可能なのかな、というふうに思っております。

○松原部会長 ありがとうございます。だいたいそんなところで整理つけたいと思うんですけど。

それじやあ、後半部分の、3以降のところの説明を、まずお願ひします。

○栗原育成支援課長 それでは、20ページ目以降をご覧いただきたいと思いますが、ちょっと行ったり来たりで恐縮ですが、資料3と比べていただきたいんですが。

この家族再統合のところでは、やはり家庭復帰後のプログラムであるとか、家庭復帰後の体制が非常に大事だ、というようなお話をございました。それから、今もございましたが、家庭復帰、乳児院で言うと、率が下がってきていると。そういう意味で、児相との連携は非常に大事だというようなところはございまして、ここは本当に一言で恐縮なんですが、20ページの2つ目の○ですね。「家庭復帰」の下のところにございますけども、ここで児童相談所の体制強化ということで、ご説明あったと思いますが、児相のほうで、こうした体制も強化しながら、復帰後の支援も含めながら考えていきたい、というところで記載がございます。

それから23ページにいきまして、自立生活に対する支援でございます。こちらのほうは、今回の提言の、まだ仮なんでしょうが、タイトルになっておりますように、「切れ目のない支援」というのが今回キーワードということで、この【提言1】の2つ目の○のところに「切れ目ない」というような表現を、追加させていただいております。それから、施設については、退所後のいわば実家になる、そういった考え方が必要だ、というご指摘もございましたので、ちょうどその下、3つ目の○でございますけども、「退所後に心の拠り所となる場である」ということであるとか、4のそもそもものまとめのところの、総論のところの3つ目のポチのところに、「実家的な機能も期待される」というようなところで、表現をさせていただいております。

25ページ以降の、一時保護のところでございますが、26ページをご覧いただきたいと思います。こちらのほうでは、一時保護所は行動観察をする、そういった大事なところである、というようなところのご指摘がございました。ただ、現在の入所状況を見ると、十分ではないんではないかというところで、これが26ページの一番最初の上のところで、「一時保護（委託）先の確保などさらなる対策を検討する必要がある」というような一文を入れさせていただいております。

それから、一時保護委託の場合、乳児院が主になると思いますけども、医療機関によっては、例えば医療情報提供について、スムーズに得られないといったようなことがあって、医療機関の理解を図る必要があるのではないか、というところでございましたので、それについては26ページの3つ目の○のところで、これも簡単な表現で恐縮でございますが、「医療機関等との連携」というところを押さえてございます。

それから最後。地域での子育て支援が大事だと。つまり、要保護になる前の要支援の取組というところが大事だ、というところでございました。基本的には、先ほど武藤委員もおっしゃっておりましたが、前回出された提言のところが、こうした部分も担っているのかなというところはございますが、27ページのところに「虐待の未然防止も視野に入れた子育て支援の充実が図れるように」ということで、区市町村がこうした支援を積極的に取り組むべきだ、という文言をここに追加したところでございます。

説明は、以上でございます。

○松原部会長 「おわりに」はいいですか。

○栗原育成支援課長 「おわりに」につきましては、これまでのテーマをやってきましたということと、ちょっと繰り返しになって恐縮ですが、4つ目の○のところに、宿題でいただいてい

た里親支援のあり方などについて、しっかりと検討していきなさい、というところを盛り込んでいるところでございます。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

それでは、また先ほどと同じような形で、各委員からのご意見を伺いたいと思いますが。武藤委員から行きますか。どうぞ。

○武藤委員 それでは、まず22ページのところなんですけども、家族再統合、家庭復帰のことと、現場からちょっと意見が出てるんですけども、家庭復帰の計画や、その後の支援を考慮すると、児童相談所間のケース移管等もできるよう考慮すべきだろう、という意見が出まして。要は、児童相談所、今、都内で広域措置という形なんですけども、家庭復帰した後の支援というのを、非常に遠いところの児童相談所が担わなきやいけなかつたり場合があるんですね。そういう意味からすると、ここに書いてるように、各区市町村のほうが、その後の支援ということに入るんですけども、場合によっては児相間のケース移管等々もできるような、そんな柔軟なあり方を検討すべきなんじやないか、という意見ですので、ぜひどこかに、家庭再統合、家庭復帰を考える場合に、そういうやりやすい方法も必要だということで、表現していただければと思います。

それから、次に23ページのところですね。自立支援、退所後の支援のところなんですけども、上から・の3番目に、「実家の機能も期待される」。「期待される」という言葉が、結構、表現がされて、これ、行政用語なのか、ちょっとよく分からんんですけども、「期待される」というよりも、「実家の機能を果たすことが重要である」ということをきちんと位置づけないと、いけないんじゃないかなと。要は、東京都は、ここに、下にありますけど、自立支援コーディネーター等を配置をしながら、退所後の支援を充実させる、ということがあるわけですから、この「実家の機能を果たすことが重要である」というような表現の仕方で、少し強調すべきなんじやないかと思います。

それから、同じく23ページの【提言1】の「自立した生活を継続的に送るための支援」というところで、これも2つ目の○のところに「自立支援コーディネーターを配置し、入所児童の自立に向けた支援や、退所後の支援を切れ目なく」ということなんですけども、この「自立に向けた支援や」という間に、「退所後の児童の把握を行うとともに」「把握に努めるとともに」というようなことを入れて、やっぱり自立支援コーディネーターを配置した意味を、しっかりここに位置づけをしないといけないんじゃないかなと思います。10年前の卒園生だからも含めて把握をするというのが、この自立支援コーディネーターの非常に大きな役割でもあるわけですから、そこにぜひ、そういう表現の仕方をしていただきたいなと思います。

それからあと、24ページですね。要は、【提言1】のところに抜けてる課題として、措置延長規定のことです。これも私たちの部会、業界から強い要望を、今年も出させていただいてるんですけども、東京は、なかなか定員の充足率が高すぎて、措置延長がなかなか容易でない、というような結果もあって、本当はこの子には措置延長が必要なんだけども、なかなか全体的な受け皿が厳しい状況からすると難しいということもあって、提言のところの中に、できれば「児童の状況に応じては措置延長規定を積極的活用ができるように配慮すべきである」というようなことも含めて、この措置延長規定を東京でもしっかりと、国が「積極的活用」ということを言ってるわけですから、そんな表現の仕方をどこかに入れていただければなと思っています。

それからあと、26ページのところに、これも現場のほうから強い要望が出されてる中では、施設不適応の子どもの一時保護の問題があります。上から4つ目の〇のところに、表現されますけども、こここのところに「また、緊急の場合など一時保護等速やかに対応することも必要である」ということで、そのところの「速やかな対応」というんですかね、それが非常に現在遅れているような現状もあって、ぜひ表現の追加というんですかね、それをお願いしたいなと思っています。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

また一問一答をする前に、いろんな方のご意見を伺ってから、整理をしていきたいと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。柏女委員、お願ひします。

○柏女副部会長 私はいくつかありますけれども、まず21ページのところですけれども、2つ目の〇で「家庭養護での受け入れ」のところを、もう少し踏み込んで積極的な言い方にしたほうがいいと思ったので、3行目ですが「里親委託の可否も含め検討する必要がある」ということで、「慎重に」を削除してはどうか、というふうに思いました。

それから【提言2】ですけれども、これは「社会的養護のために母子生活支援施設を活用する」というニュアンスにとれるんで、そうではなくて、「母子生活支援施設の機能強化」という書き方にしたほうが、母子生活支援施設は社会的養護の資源の一つなんだというふうに捉えられると思います。

それから、次が24ページです。24ページも同じで、「自立援助ホームの一層の機能強化」というふうにしたほうがいいかと思います。

25ページについてですけれども、意見があるところではあるかとは思いますけれども、2つ目の〇なんですけれども、この文章は、いわば一時保護所というのは、安全を確保し、また行動自由の制限もできる、という書き方、行動の自由の制限なんか、法律上のことが書いてあるわけですけれども、それだけだと、外部評価を導入するインセンティブにはならないので、こここの文章を少し変えて、一番問題点は、シェルターとしての、いわば安全の確保の機能や、あるいはこれまでの生活環境が乱れていたのを、規則正しい生活に変えるというところvs.子どもの意向も尊重した子どもの生活の質の向上というところ、そのバランスの問題なんだろうというふうに思います。ここがかなり、子どものほうの生活の質の向上に流れている一時保護所も全国的にあれば、東京都、代表的だと思いますけれども、いわば規則正しい生活を送るというところに、一番東京都が、千葉の中の千葉市もそうなんですけれども、そちらが両極にあって、そのバランスの問題を考えていかなきやいけないということ。だから外部評価を導入するという言い方にしたほうがいいのではないかというふうに思います。ということで、こんな文章を考えてみたのですけれども、「一時保護所は、虐待を受けた子どもたち等の安全を確保する場所であり、これまでの生活に鑑みて、規則正しい生活が重要であるが、一方で子どもの意向の尊重など、生活の質の向上も求められる」というふうにして、〇3つ目に続いて、「こうしたことから」というふうにしたほうがいいのではないか、というふうに思いました。

次に、26ページです。26ページの一番上の〇に関連してなんですけれども、実は昨日の子供・子育て会議で、やはり多かったのが、一時保護所の数が足りない、という問題でした。25年度に江東児童相談所でしたっけ、そこが35人分増えてるということが、昨日、説明が

ありましたけれども、それを示すためにも、ここに「定員を計画的に増やしてきた」とあるので、これを例えれば、資料のところの36ページでしょうかね。その図のところに、定員の推移も、併せて入れていったらどうか、というふうに思いました。それが26ページのところです。

それから、すいません、28ページのところです。ここは大きく2点あるんですけれども、1点目は上から4つ目の○のところです。ここに「新たな東京の里親支援の仕組みを」というところですけれども、先ほど里親支援機関のことについて、里親支援機関事業については、このところに含ませるということでしたので、もう一つ、やはりこれも昨日出ていた、先ほど栗原課長さんのほうからご報告のあった、特別養子縁組、養子縁組あっせんの方法についての効果的なあり方を考えるべきだ、という意見が昨日ありましたけれども、それも、ここでは議論をしてきましたので、里親支援機関事業のあり方と、それから特別養子縁組含めて、養子縁組全体でもいいんですけども、それをここの中で「引き続き検討する」ということを、入れていただければというふうに思います。

それから最後ですけれども、この「おわりに」のところの最後の一つ前ですかね。「ここに書かれた提言が、東京都の子供・子育て支援事業支援計画に生かされることを望む」といった文言を入れて、計画の中にしっかりと、ここの提言を入れ込むと。すぐに実現しなくとも、5年間の計画ですから、その中で、この提言の中のものを、しっかりと盛り込んでほしい、ということを入れたらどうかというふうに思います。

以上です。ちょっと長くなってしまったかもしれません。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがですか。

青葉委員、どうぞ。

○青葉委員 23ページの表題になりますけれども、「4」と書いてあって表題になるわけですが、「施設退所後の～」ということで、施設の子どもだけをイメージした表現になっておりますので、内容については、里子もほとんど同じ、全く同じに近い状況ですので、何か上手な表現していただければ、と思います。

例えば23ページの一番最後のほうに「施設入所中に『なぜ親と一緒に生活できないのか』」と。これも、なぜ親とできないのかというのは、里子も説明もいるし、分からせなきやいけないし、そういう支援というか指導も必要だろうというようなことで、全体的に「施設」と言わないので、何か良い方法があればと思っております。

それから、武藤委員と同じなんですかね。措置延長についての要件ということで、何か上手な表現していただければと思っております。

それからもう一つ、これは26ページになりますか。どうしても「施設」という表現と、「一時保護」とか「医師の連携」とか出てくるんですが、里親の場合も全く同じでして、やはりここで「施設」というふうに限らないで、我々と一緒に立場にあるということで、何か上手な表現していただければと思っております。

○松原部会長 ありがとうございます。確かに、里親のことをずっとやってきましたので、このことは、表現だけの問題じゃなくて、実際、一緒に考えていかなきやいけない問題だと思います。

ほか、いかがでしょう。今田委員、大町委員でお願いします。

○今田委員 27ページの、文字どおり最後なんですが、「都は～」というところでございますが、「支援が必要な家庭により適切なサービスを提供し」とあります、いつも思うのは、文面的には確かにこのとおりだろうと思うんですが、支援の必要な家庭をどうピックアップするのか、あるいは把握するのかというのが、一番問題だろうと思うんですね。そういう具体的なものも何か入れておかないと、なかなか、ここは言葉が言葉で終わってしまうんじゃないかな、という危惧があります。

例えば、前にも申し上げましたけれども、我々の施設では、今、入ってくるお子さんでは、かなり割合が多くなってきてるのは、やっぱり妊娠中の未妊健（妊娠健康診査未受診）の問題です。未妊健のお子さんというのは、非常にリスクが高いんで、それをどこかで把握できないか、というのは思うんですが、もし前方視的にすることは、なかなか不可能でしょうから、レトロスペクティブに、何らか、今起こっている、把握できている未妊健の子ども、あるいは東京都の場合は把握できますね、その親も含めて。そういうものを一番、支援を必要としてるだろうと思いますので、そういう方々から、何がどこでタイミング的に、どういった形で支援ができるのか等々、このところでもう少し具体的な形が入ればありがたいかなと思っています。

○松原部会長 大町委員、どうぞ。

○大町委員 21ページの【提言2】母子生活支援施設の2つ目の、下のほうの○ですけども、「区市町村は、虐待等により支援を要する母子に、母子分離をせずに生活に根付いた直接的な支援ができる重要な地域の拠点として、さらなる活用を検討する必要がある」とあります。できましたら、児童相談所にも区市町村と連携して、施設のさらなる活用も検討していただきたい、と思います。母子生活支援施設の側にも、児童相談所にご理解をいただくような努力が必要ですけれども、児童相談所にもお願いできたらと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

○大竹委員 1点。

○松原部会長 大竹委員、お願いします。

○大竹委員 柏女委員とだぶるところなんですが、26ページの「一時保護・一時保護委託」というところで一番上の○の3行目のところ「一時保護（委託）先の確保」ということなんですが、まず一時保護所というところがきっちりと受入先として、どうしてもこのイメージだと、一時保護所ではなくて、委託があるようなイメージがあるので、まず、やはり必要なのは、きっちりとした専門機関の一時保護所というところで、きっちりと必要な人数を確保する这样一个ところを、一步踏み出して書いていただければいいかな、というふうに思っています。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

そうしますと、大きな問題では、青葉委員がおっしゃった、特に施設だけと受け取られがちなところを、里親さん、もちろんファミリーホームも含めて、表現できるようにしたらいいんじやないかという大きなご指摘があって、そのとおりだと思いますし、それから柏女委員のほうから大きなところでは、「活用」ではなくて、これは「機能強化」なんじやないか、というご指摘もあって、これもそのとおりだというふうに考えております。

あと、細かいご指摘があつたり、保護所のところが、定員確保ということで、定員の推移な

んかは、資料の中に入れたらいいんじゃないか、というふうな発言もありましたので、踏まえて、今までの委員のご発言でどういう対応ができるかというコメントを、事務局のほうからしていただきたいと思います。

○栗原育成支援課長 まず23ページのところで、「実家の機能も期待される」というところを、もう少し強調すべきではないか、というところでございまして、ここはそのとおり検討できるかと思います。

それから、同じく23ページの、そもそも自立支援コーディネーターというところがございましたので、「自立に向けた支援」と「退所後の相談支援」の間に、退所後の子どもの状況の把握に努めなさいといったところも、これも表現として入れていくことはできるのかなというふうに思いました。

あとは28ページの最後のまとめのところで、40目のところの里親のところで、少し支援機関事業であるとか、特別養子のあり方というようなところでございますので、そのところも、ちょっと表現については工夫をさせていただければなと思いますが、盛り込んでいきたいと思っておりますし、さらに子供・子育て会議について活かされることを望むというのも、連動しているものというところでございますので、ここも記載をさせていただきたいと思います。

それから、自立支援のところの里親のところは、これも確かに自立支援コーディネーターみたいなところは、どうしても児童養護施設のことになるんですけども、共通するところでございますので、ここもしっかりと工夫をして、里子についても、当然そうだというところが分かるように、工夫をしていきたいというふうに思います。

○木村家庭支援課長 家庭復帰後のケース移管についてということがあつたと思うんですけども、だいたい普通、復帰後は、6か月程度は継続指導をしているというところなんですね。それで居住地がだいぶ遠いところということであれば、居住地のところへの情報提供なり継続指導が必要であれば、ケース移管というような対応をしていく、というようなところだと思うんですが、それも今やっているんですけども、載せるということであれば、ちょっと検討させていただきたいというところです。

あと、措置延長についてなんですけども、こちらについては、国から通知が出ているというところで「積極的な活用」というところがあつて、これにつきましては、やはり児童にとって必要かどうかというのを、施設さんとよく話し合いながら、それを活用するのかというのを決めていくというような、施設との連携というような、文言で書いていくのかなというところで、今、委員のお話を聞いて思ったところでございます。

あと、施設不適応についての一時保護というところだったんですけども、これにつきましては、一時保護の機能として、短期入所指導というのがございます。その機能を使う必要があれば、相談に応じて使っていくというのは、もともと一時保護所の機能、それに合致したものであれば一時保護ということで、単純に緊急避難的に預けるというようなものでもないので、そういうところで、文言のほうを整理させていただければなと思います。

あと、未妊健のところで、そもそも市区町村のほうで、支援が必要な人をピックアップする機能をもっと充実というところがご意見あったと思うんですが、その辺のところ、未妊健というような文言をはっきり書くんではなくて、そういう要支援家庭発見について取り組んでいく、ということを少し付け加えたいなというふうに思いました。

以上です。

○松原部会長 母子生活支援施設のほうから、「児童相談所等との連携」という文言、ということで、これはよろしいですか。

○木村家庭支援課長 はい。

○松原部会長 ありがとうございます。細かいことですが、柏女委員のほうから、21ページの家庭養護のところで「慎重に」というのを外すべきだということもありましたので、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

○柏女副部会長 すいません。25ページの修文もよろしいですか。

○松原部会長 25ページのところですね。

○柏女副部会長 はい。

○松原部会長 外部評価の〇の2つ目のところは、文言の提案をいただきましたが、それでいかがですか。

○木村家庭支援課長 はい。

○松原部会長 じゃあ、そのように修正をしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局のほうに、今日のこういうご提案を受けて、だいたいこういう対応をしたいということも、お答えをいただきましたので、あとは事務局のほうで修文をしていただいて、手続き的には、副部会長、部会長が見る形になるのかな。それで本委員会という整理をさせていただきたいというふうに思います。

○武藤委員 すいません。

○松原部会長 どうぞ、武藤委員。

○武藤委員 ちょっと言い忘れたことがある。追加してよろしいですか。

○松原部会長 結構でございます。

○武藤委員 すいません。とても大事なところを忘れていました。

18ページ、19ページのところの、「人材の定着の取組」というところなんですね。ここが非常に私は、大都市東京の今後の非常に重要なところなんじゃないかな、と思ってるんですね。それで、人材の育成だとか、確保だとかも大事なんだけども、やはり定着していくかないと。数年前に調べたら、平均勤続年数が4年、5年のところから、20年ぐらいまでと、非常に東京都の施設も、格差が生じてるんですね。やはり今の社会的養護の、虐待を受けた子どもたちも含めて、支援の困難な子どもたちが入るということで、何と言っても職員の経験性が重要で、そのことを担保する制度が重要だ、と思ってるんですね。

そういう意味から、今日ここでは、2点だけ挙げておりますけども、できればなんですけども、ぜひ一言付け加えていただきたいな、と思っている文があります。一つは、施設職員が定着しても、安定的な運営ができるような制度改善についても、検討していくべきだと、非常に思っております。要は、経験豊富な職員が多くなると、経費が足りなくなってしまうということだとか、国の制度である民間給与改善費が、平均勤続年数が14年で頭打ちになってる、ということがあって、非常にベテラン職員が多いところほど経営が苦しい、という状況があります。制度の中身についてはどうするかとは別にしながら、やっぱり職員が定着して、安定的な運営ができるような制度改善について、今後検討していくことが、一言入れられると、今後の東京の職員の定着というんですかね、そういうことが図られるんじゃないかなと思ってますので、ぜひ一言、追加していただきたいというのが要望であります。

以上です。

○松原部会長 ありがとうございました。先ほど柏女委員、大竹委員からもお話が出来まして、多分、待遇の向上というようなことが付け加わると思いますので、その中で、今の武藤委員の意見も反映できるかと思います。

では、今日の一番大きな課題でありました報告書の案についての議論を終えまして、次第に沿いますと、次は「都道府県推進計画について」ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○栗原育成支援課長 それでは、資料5をご覧いただきたいと思います。都道府県推進計画につきましては、専門の方からいろいろご意見いただきて、都道府県が策定することになっておりまして、27年度から策定をスタートする計画でございます。ということで、今回、専門部会、今日が一応最後を予定してございますので、これまでの都道府県推進計画、何度かお話をいただいたところでございますが、少しまとめて方向性という形でお示しをさせていただいております。左側の「計画策定における留意点」につきましては、これは何度かお示しをしているところでございますので、IIの「計画策定・取組の方向性」からご説明をさせていただきたいと思います。

そもそも、この都道府県推進計画と申しますのは、ご案内のとおり、施設本体で生活をする子ども3分の1、グループホーム3分の1、里親、ファミリーホーム3分の1というところで、東京の現在の状況からすると、なかなか実現は厳しいような状況はございます。これを実現するために、今ご審議いただきました提言を、しっかりと実現していくということが、この3分の1に近づくものということで、取り組んでまいりたいと思っております。そのところがすべて網羅はできておりませんけども、目標に向けてということで、記載をさせていただいております。

さらに、この基本計画につきましては、単に数値目標だけではなくて、具体的な、いわゆる中身についても基本目標を挙げて、その具体的な取組を示すということになっております。それが(1)から(7)というところでございます。ただ、(1)から(6)は、実はこの専門部会の提言とも重なっているところでございますので、あらためてご説明はいたしませんけども、本日は(7)というところで、「子供の権利擁護」、こここのところについて、この計画にも盛り込んでいくというところを、お示ししながら、少しご意見があればさせていただき、計画策定に活かしていきたい、反映していきたいというところでございます。

子供権利擁護につきましては、目標といたしましては、「安全・安心な生活環境を保証する観点から、子供の権利擁護の一層の推進」というところで、その具体的な取組といたしましては、大きく3点。「子どもの権利ノート」の作成・配布・子供への説明。それから2点目が、各施設を訪問して、「子どもの権利ノート」についての説明及び意見交換の実施。3点目が、児童の権利擁護に関する研修の実施というところで取り組んでまいりたい、というところでございます。

資料の説明は、以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。こここの部会も、それぞれのお立場で、専門の方がご参加になっておりますので、ぜひいろいろ意見を出していただいて、計画に反映させていきたいと思いますので、ご自由にご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 今の最後に、（7）ということで、子供の権利擁護のことが追加され、対応ということで3点挙がっておりますが、ご存知のように、子供権利擁護部会では、被措置児童等の報告を毎月受けています。この被措置児童等の案件というのは、やはり、子どもの本当に最後のセーフティネットの場所で、最低限の子どもの安心と安全というところを保障するということが、十分に果たされていないという事態ですので、やはり被措置児童等が起きた場合にどう対応していくのかということが、この中に盛り込まれることが必要ではないか、と考えています。

委員会のほうでも常々話題に、繰り返しなっているのですが、現状では報告を受けるというところでとどまっていますが、例えば実際に起きてしまった被措置児童等の内容について防止に向けての検証ですとか、原因を探求していくとか、そういった少し踏み込んだ対応を、東京都としてどのように行っていくか、あるいは児童福祉審議会がどのように関与していくか、ということを検討することが必要ではないか、と考えております。

○松原部会長 貴重なご意見だと思いますし、まさに子どもの権利を守るために、措置をしたわけですから、そこで次の虐待が、権利侵害が起きるということは、これは大きな課題だと思いますので、ぜひ、この計画の中でも、そういった防止、予防、それから、起きた場合の速やかな対応ないしは再発防止というところまで、踏み込んで検討すべきだ、というご意見だと思います。

ほかにいかがでしょう。じゃあ、武藤委員、柏女委員。

○武藤委員 今の子どもの権利擁護のことなんんですけども、加藤委員と全く同じ意見で。

今、国のはうが被措置児童等虐待の事例の検証作業に入っております。制度が始まって5年経ちますが、この5年間に起った施設内虐待事例を分析をしながら、その要因だとか、なんで起きるのか、それを防止するはどういうことが必要なのか、という緻密な検証に入ってるんですね。東京都も権利擁護担当の係長のはうがいて、一定の分析をしながら進めてますけども、ぜひこの間の分析も含めて、大いにその報告をするといふんですかね、そういう検証作業をするということも、ここに付け加えたほうがいいんじゃないかなと思ってます。

併せて、これもこの専門部会で話をさせていただきましたが、児童養護施設等では、毎日毎日いろんな事件、事故が起こる、というような現実があります。その度に、児童相談所及び東京都のはうに事故報告書等々も報告をするんですね。起った事件事故にどう対応してるかということも含めて、報告しています。いわゆる子どもの安全・安心を担保するということであれば、事故報告のところも分析もしながら、どういう事故や事件がいつごろ起こって、それに対してどういう対応が必要なのかということで、各施設ごとに、ある程度やってるんですけど、東京都としてこういうことを進めるということであれば、それも併せて、今後、課題ということにしていく必要があるんじゃないかなと思ってます。

以上です。

○松原部会長 柏女委員、どうぞ。

○柏女副部会長 言わずもがな、なことだけなんですけども、右側の2の「計画の基本目標及び具体的取組（案）」の右側のところに、こういう対策をとりますよということで、今回、ここはかなり抽象的に書いてあるんですけども、ここに書いてあることと、それから今回、専門委員会が提言した中で、提言だけに終わるところもあるでしょうし、提言を都として計画に盛り込んでいくって、5年間のうちに実現させたい、ということもあるでしょうし、それはかなり整合化したようなものになるわけですね。

○栗原育成支援課長 特に（1）から（6）については、そういうことになります。

○柏女副部会長 分かりました。よろしく、それはお願ひしたいと思います。

そうすると文言も、例えば下から2つ目の家族支援のところは、母子生活支援施設の「活用」ではなくて「機能強化」になるとか、そこも併せて修文も行われる、という理解でよろしいですね。

○栗原育成支援課長 はい。

○柏女副部会長 分かりました。

○松原部会長 ほか、いかがでしょう。

結論は、僕、持っていないんですけれども、ぜひこういったことを検討する際に留意をしていただきたい点を、一点だけお願ひしたいと思うんですが、家庭的養護の推進、それは非常に賛成なんすけれども、施設の職員は給与です。里親は手当。これは特別養子縁組になると、全く私的養育になっていて、子どものケアの担い手の社会的性格は、変わっていくんですね。そこをきちんと留意をされて、検討していかないと、まさに子どもの権利擁護という点からも、いくつか課題が出てくるんじゃないかなと思いますので、ぜひその点にも留意をして。だからどうすればいい、という結論を持っていないんですけれども、これから計画立てて、また見直しも定期的にされていくと思いますので、単純に、養子縁組していけばいいという話でもないんじゃないかな、と思っております。その点も考えていただけたらなと思います。

ほかには、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今出されました意見を反映して、計画作成を進めていただきたいというふうに思います。

最後に事務局から、今後のスケジュールをお願いいたします。

○栗原育成支援課長 今後のスケジュールでございますが、提言につきましては、本日いただきましたご意見を、事務局のほうで少し反映させていただいた後に、最終案を部会長、副部会長にご確認いただきたいと思っております。最終版が確定いたしましたら、審議会全体、これは児童福祉審議会全体の委員の皆様に、事前に送付をして、お目通しいただいた上で、10月8日に児童福祉審議会の本委員会がございますので、その当日にご審議いただく予定となっておりますので、よろしくお願いいいたします。

また、本日まで8回にわたりまして、長きにわたり、専門部会におかれまして本当に深い議論をしていただきまして、皆様方には感謝申しあげます。ありがとうございました。

また、最後に事業推進担当部長、松山のほうから、一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

○松山事業推進担当部長 これまで長きにわたりまして委員の皆様方には、ご熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

ちょっと個人的なことを言わせていただきますと、私、実は20年度の答申に関わっていた者でございまして、小規模グループケアですとか、専門機能強化ですとか、当時なかなか、答申はしたけれども、施設のほうでは、「そこまでは」というようなご意見もあったところだったんですけども、今回の評価等を見させていただきますと、本当にこの答申というのは、非常に重いものだなというものを、あらためて感じたところでございます。

本日、このような提言がまとまりましたことにつきまして、あらためて厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

○松原部会長 それでは、本日の第8回専門部会は、これで終了とさせていただきます。遅い時間までありがとうございました。

閉会

午後8時02分